

事 件 番 号	令和5年(行ケ)第10001号	言 渡 日	令和5年5月31日
事 件 名	審決取消請求事件		
裁 判 所	知的財産高等裁判所第3部		
原 告	株式会社大創産業	訴訟代理人弁理士	藤本 昇 外3名
被 告	八幡化成株式会社	訴訟代理人弁護士	佐藤力哉 外3名
意匠に係る物品	収納容器		
関 連 条 文	意匠法3条1項3号、3条2項		
主 文	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 原告の請求を棄却する。</li> <li>2 訴訟費用は原告の負担とする。</li> </ol>		
判 決 要 旨	<p><b>1 取消事由1について</b></p> <p>本件意匠と甲1意匠は、意匠に係る物品が共通するものの、その形態においては、需要者に与える美感の観点から、本件意匠と甲1意匠とは別異のものと印象付けるものであるから、本件意匠は、甲1意匠に類似するものではない。</p> <p><b>2 取消事由2及び取消事由3について</b></p> <p>(1) 甲20意匠の本体部開口端部の外周形状については、一部に直線部分を含むものであるから、平面視略横長トラック形状であるということができ、本体部底面の外周形状は直線部分を含まない楕円形であるから、平面視略楕円形状であるということができ</p> <p>(2) 本件意匠の本体部の上端の形状、本体部開口端部及び本体部底面の形状並びに把手部の形状は、甲1意匠、甲各意匠及び甲76号証ないし78号証に示された意匠とは異なるものであり、これらがありふれた手法により変更可能なものあるいは軽微な改変又は単なる寄せ集めではなく、略逆円錐台形状で、正面及び側面から見た本体部の左右両端が上部にいくにつれて逆ハ字状に広がっている全体の形状とまとまり感のある一体の美観を形成している点に、着想の新しさないし独創性が認められないものではないから、本件意匠は前記意匠から創作容易であるとはいえず、審決の判断に誤りはない。</p>		

## 事案の概要

本件は、意匠登録第1472070号の無効審判(無効2022-880005号事件)事件について、原告が不成立とされた審決を取り消す旨の請求をした審決取消訴訟であり、知財高裁が原告の請求を棄却した事件である。争点は、(1)本件意匠と甲1意匠の類否判断の誤り、(2)甲20意匠の認定の誤り、(3)本件意匠の創作非容易性についての判断の誤りである。

## 1 特許庁における手続の経緯等

- (1) 被告は、意匠に係る物品を「収納容器」とする意匠（登録第 1472070 号、平成 24 年 6 月 5 日登録出願、平成 25 年 5 月 10 日設定登録。以下「本件意匠」という。）の意匠権者である。
- (2) 原告は、令和 4 年 3 月 30 日、本件意匠について、意匠登録無効審判を請求した（無効 2022-880005 号）。
- (3) 特許庁は、令和 4 年 11 月 29 日、「本件審判の請求は、成り立たない。」とする審決をし、その謄本は、同年 12 月 8 日に原告に送達された。
- (4) 原告は、令和 5 年 1 月 4 日、審決の取消しを求めて、本件訴えを提起した。

## 2 本件審決の理由の要旨

本件意匠は、甲 1 意匠に類似するものとはいえず、また、当業者が、本件意匠の意匠登録出願前に公知であった甲 1 意匠及び甲各意匠に基づいて容易に創作をすることができたものとは認められない。

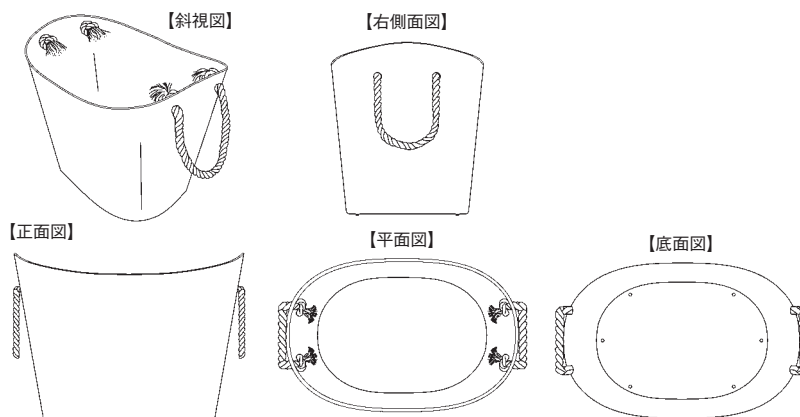
- (1) 無効理由 1 本件登録意匠は、甲 1 意匠（中華人民共和国発行の公報に掲載された CN300935313D の「包装桶」の意匠）に類似せず、意匠法第 3 条第 1 項第 3 号に掲げる意匠には該当しない。
- (2) 無効理由 2 本件登録意匠は、甲 1 意匠、甲 6 意匠ないし甲 11 意匠、甲 15 意匠、甲 17 意匠、甲 18 意匠、甲 20 意匠及び甲 21 意匠の形態に基づいて、当業者が容易に創作をすることができたということはできないので、意匠法第 3 条第 2 項が規定する意匠には該当しない。

## 3 原告が主張する審決取消事由

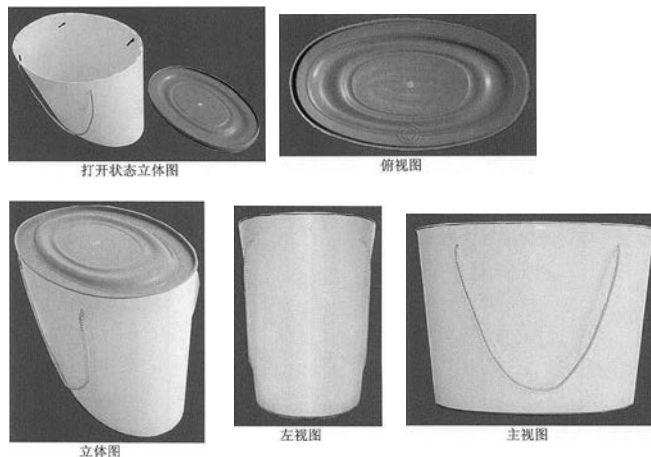
- (1) 取消事由 1 本件意匠と甲 1 意匠の類否判断の誤り
- (2) 取消事由 2 甲 20 意匠の認定の誤り
- (3) 取消事由 3 本件意匠の創作非容易性についての判断の誤り

## 4 本件登録意匠（意匠公報より抜粋） 意匠登録第 1472070 号

意匠に係る物品：収納容器



## 5 甲1意匠（審決公報より抜粋）



### 裁判所の判断

#### 1 取消事由1（本件意匠と甲1意匠との類否判断）

イ 収納容器全体の形状等について、需要者である個人消費者の観点からみると、両意匠は、いずれも上部が開口して下端が水平面状の略逆円錐台形状である本体部と、一对の紐状の把手部から成るものであって、本体部の径が下方にいくにつれてしだいに小さくなっており、本体部の上部に把手部が設けられているとの点、正面から見て、本体部の左右両端は上部にいくにつれて逆ハ字状に広がっており、最小横幅と縦幅は、ほぼ同じ長さであるとの点、及び、右側面から見て、本体部の左右両端は上部にいくにつれて逆ハ字状に広がっており、底面となす角度は約95°であり、最大横幅及び最小横幅の長さは、縦幅よりも小さいとの点につきいずれも共通するところ、その態様自体はありふれたものであり、需要者の注意を強く惹くものとはいえない。

しかし、全体の形状のうち、把手部が本体部の長手方向の両側面に設けられているか、把手部が本体部の短手方向の正面及び背面に設けられているかの相違（相違点1）については、需要者である個人消費者が収納容器を持ち運ぶ際の使いやすさや、置いた際の美観の観点から、強く注意を惹く部分であって、視覚を通じて起こさせる美観に大きな影響を与えるものである。

また、各部の形状のうち、正面から見て、本件意匠では、本体部の上端は倒弓状に形成されて、中央部は略平坦状に現わされており、左端寄り及び右端寄りの曲率が次第に大きくなって、本体部の左右両端の上端付近との間が先尖り状に現わされているのと、本体部の上端は水平状に現されているとの相違、及び、右側面から見て、本体部の上端はなだらかな略山状に形成されているのと、本体部の上端は水平状に現されているとの相違（相違点3）は、物を収納して置いた際や、物を収納せず単体で、あるいは複数個重ね置いた際の美観等の観点からは、収納容器としての外形を特徴付ける部分の形態であり、強く需要者の注意を惹く部分であるということができるところ、この相違点が両意匠の美観に与える影響にも大きいものがあるということが出来る。

さらに、把手部の態様について、本件意匠では、右側面視略U字状に現わされており、

かつ、太めの荒縄状で、軸方向に注連縄状に現わされているのに対し、甲1意匠では、正面視略放物線状に現されており、かつ細かい紐状で、軸方向に注連縄状に現されているとの相違（相違点4）は、収納容器を持ち運ぶ際の使いやすさや、置いた際の美観の観点から、本体部と把手部との視覚的なバランスにおいて、強く注意を惹く部分であって、この相違点が両意匠の美観に与える影響にも大きいものがあるといえることができる。

ウ 本件意匠と甲1意匠では、需要者の注意を惹く基本的構成態様のその余の相違点や、具体的構成たる各部の形状においてその他にも異なる点があり、これらが美観に与える影響があるところではあるが、少なくとも前記イの相違が両意匠の類否判断に及ぼす影響には大きなものがあるといえることができる。

そうすると、本件意匠と甲1意匠は、意匠に係る物品が共通するものの、その形態においては、需要者に与える美感の観点から、本件意匠と甲1意匠とは別異のものと印象付けるものであるから、本件意匠は、甲1意匠に類似するものではない。

## 2 取消事由2（甲20意匠の認定の誤り）及び取消事由3（本件意匠の創作非容易性についての判断の誤り）について

(1) 意匠の創作非容易性は、その意匠の属する分野における通常の知識を有する者（当業者）を基準に、公然知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合に基づいて容易に意匠の創作をすることができたか否かを判断して決すると解される所（意匠法3条2項）、意匠法3条2項は、物品との関係を離れた抽象的なモチーフとして日本国内において広く知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合（周知のモチーフ）を基準として、それから当業者が容易に創作することができた意匠でないことを登録要件としたものであるから、上記の周知のモチーフを基準として、当業者の立場からみた意匠の着想の新しさないし独創性を問題とするものである（最高裁昭和45年（行ツ）第45号同49年3月19日第三小法廷判決・民集28巻2号308頁、最高裁昭和48年（行ツ）第82号同50年2月28日第二小法廷判決・裁判集民事114号287頁参照）。

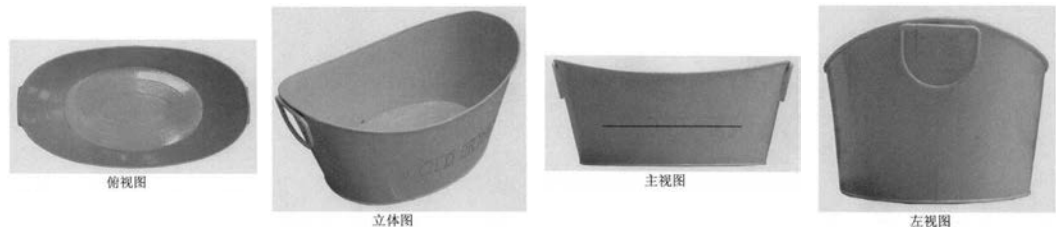
したがって、登録意匠が、周知のモチーフを基準として、ありふれた手法により変更可能なものあるいは軽微な改変又はそれらの単なる寄せ集めとはいえ、当業者の立場からみた意匠の着想の新しさないし独創性が認められる場合は、これを引用意匠等の形状、模様、色彩又はこれらの結合に基づいて当業者が容易に創作することができた意匠であるということとはできないといふべきである。

(2) 本件意匠の当業者については、収納容器に係る分野における通常の知識を有する者であると認められるところ、本件意匠と甲1意匠及び甲各意匠とを比較すると、以下のとおりである。

ア 甲20（平成20年9月10日公告（公開）の中国発行の公報（CN300826894D））の意匠に係る物品は「氷はち」であるから、氷のほか家庭用品を入れる容器であるものと認められる。甲20意匠は、全体につき、上部が開口して下端が水平面状の略逆円錐台形

状である本体部と、一对の線材の把手部から成るものであり、正面及び左側面から見て、本体部の左右両端は上部にいくにつれて逆ハ字状に広がっており、底面となす角度は約104°である。

#### 甲 20 意匠



イ 家庭用品等を入れる収納容器の物品分野において、本件意匠の全体の形状のうち、上部が開口して下端が水平面状の略逆円錐台形状として、径を下方にいくにつれて次第に小さくし、長手方向の両側面上部に一对の把手部を設けることについては、本件意匠の出願前に公然知られていたものと認められる。

ウ 一方、正面から見た本体部の上端の形状につきみると、甲各意匠につき、以下のとおり認められる（正面については、本件意匠と同じく本体部の長手方向を正面とする。）。

エ 前記によれば、これらはいずれも本体部（甲 18 意匠については左右側面から見た状態も含む）の上端の形状が、略ないし緩やかな凹弧状（甲 18 については若干非対称）に形成されている。これらは、本件意匠の正面から見た本体部の上端の形状のうち、上端が倒弓状に形成され、中央部は略平坦状に現わされて、左端寄り及び右端寄りの曲率が次第に大きくなり本体部の左右両端の上端付近との間が先尖り状になっている形状とは異なるものであり、こうした形状については原告の提出する甲 1 意匠、甲各意匠及び甲 76 号証ないし 78 号証に示された意匠には認められないところである。

そして、この上端の形状は、収納容器としての外観を特徴付ける部分の形態であり、最も需要者の注意を強く惹く部分である。

オ 本体部開口端部及び本体部底面の外周形状につきみると、これらの本体部開口端部及び本体部底面の外周形状は、不明である（甲 15）か、いずれも略円形状（甲 17）ないし略楕円形状（甲 21）であるか、一方が略楕円形状（甲 20）であり、本件意匠の、本体部開口端部と本体部底面の外周形状が共に略横長トラック形状であるのとは異なるものであり、これについては、甲 1 意匠、甲各意匠及び甲 76 号証ないし 78 号証に示された意匠には見られないものである。

カ 把手部の形状につきみると、これらの把手部の紐は軸方向に注連縄状に現されているが、これらはいずれも本体部開口端部及び本体部底面の外周形状は略長方形で、全体に箱状である（甲 8 ないし 10）か、略円形状で、全体に円筒形状（甲 11）であり、本件意匠の、全体に水平面状の略逆円錐台形状であり、一对の紐状の把手部が本体部の長手方向の両側面上部に設けられ、右側面から見て、本体部の左右両端は上部にいくにつれて逆ハ字状に広がり、底面となす角度は約 95°で、把手部は右側面視略 U 字状に現わ

されており、かつ、太めの荒縄状で、軸方向に注連縄状に現わされ、把手部は、本体部の最大縦幅を上から約1：2：2に、最大横幅を左から約4：5：4に内分した中央の位置にあるのとは異なるものであり、これについては、甲1意匠、甲各意匠及び甲76号証ないし78号証に示された意匠には見られないものである。

キ そして、上端が倒弓状に形成され、中央部は略平坦状に現わされて、左端寄り及び右端寄りの曲率が次第に大きくなり本体部の左右両端の上端付近との間が先尖り状になっているとの点、本件意匠の、本体部開口端部と本体部底面の外周形状が共に略横長トラック形状であるとの点、及び、把手部が、右側面視略U字状に現わされており、かつ、太めの荒縄状で、軸方向に注連縄状に現わされているとの点は、公知の意匠にはみられない独自のものであり、本件意匠に独特の美観をもたらすものといえることができる。

ク 以上の検討によれば、本件意匠の本体部の上端の形状、本体部開口端部及び本体部底面の形状並びに把手部の形状は、甲1意匠、甲各意匠及び甲76号証ないし78号証に示された意匠とは異なるものであり、これらがありふれた手法により変更可能なものあるいは軽微な改変又は単なる寄せ集めではなく、略逆円錐台形状で、正面及び側面から見た本体部の左右両端が上部にいくにつれて逆ハ字状に広がっている全体の形状とまとまり感のある一体の美観を形成している点に、着想の新しさないし独創性が認められないものではないから、本件意匠は前記意匠から創作容易であるとはいえず、審決の判断に誤りはない。

### (3) 原告の主張に対する判断

ア 原告は、甲20意匠の本体部開口端部の外周形状は、平面視略横長トラック形状ではなく、略楕円形状であり、本件意匠の本体部開口端部の外周形状も同様であるから、審決の認定は誤りである旨を主張する。

しかし、甲20意匠の本体部開口端部の外周形状については、前記認定のとおり、一部に直線部分を含むものであるから、平面視略横長トラック形状であるといえることができ、本体部底面の外周形状は直線部分を含まない楕円形であるから、平面視略楕円形状であるといえることができる。

イ 原告は、本件意匠の正面から見た本体部の上端形状は、甲15意匠、甲17意匠、甲18意匠、甲20意匠及び甲21意匠にも見られる本件の出願前に公然知られた形状であるところ、審決は、甲15意匠の正面上端形状は緩やかな凹弧状、甲17意匠では略凹弧状、甲18意匠では左右非対称の凹弧状、甲20意匠では緩やかな凹弧状（凹レンズ状の凹弧状）、甲21意匠では略凹弧状に上端形状が現わされているとするところ、これら意匠の上端形状を、原告が主張するように「凹曲線形状」として括ることがなぜ適切でないのか、又、これら湾曲した凹弧状と本件意匠の上端形状も「凹曲線形状」と認められるべきところ、これとは何が異なるのか、具体的な理由も示されていないから、審決の創作非容易性の判断は誤りである旨を主張する。

しかし、甲15意匠、甲17意匠、甲18意匠、甲20意匠及び甲21意匠の本体部の上端形状については前記認定のとおりであり、これら本体部の上端の形状は略ないし緩や

かな凹弧状に形成されているところ、これらは、本件意匠の本体部の上端の形状のうち、中央部は略平坦状に現わされて、左端寄り及び右端寄りの曲率が次第に大きくなり先尖り状となる形状とは異なるものと認められるところである。

ウ 原告は、本件意匠の把手部は容器本体の両側面の上部に紐状の把手部が略U字状に設置されているが、これは甲1意匠、甲6意匠、甲7意匠、甲8意匠、甲9意匠、甲10意匠、甲11意匠及び甲78に示された意匠にあるように本件意匠の出願前から公知であり、把手部が配されている位置についても、把手部の機能である持ち運び時に容器を安定して持ち運ぶことを考慮するならば、必然的に容器本体の正・背面あるいは両側面の中央部に配置することは当然で、甲1意匠、甲6意匠ないし甲11意匠に示された容器においても略中央部に把手部を設けて持ち運びやすくしており、この点に創作性はない旨を主張する。

しかし、意匠の創作は、個々の構成態様だけではなく、それらの結合に基づく全体としての美観を基準として判断すべきものであるところ、既に述べたとおり、本件意匠の本体部の形状と結合した把手部として、本件意匠の把手部のように右側面視略U字状に現わされており、かつ、太めの荒縄状で、軸方向に注連縄状に現わされているものは、甲1意匠、甲各意匠及び甲76号証ないし78号証に示された意匠には見られないものである。

したがって、原告の主張は採用することができない。

### 3 結論

以上のとおり、審決の認定及び判断に誤りは認められず、原告主張の取消事由1ないし取消事由3には、いずれも理由がない。

よって、原告の請求を棄却することとし、主文のとおり判決する。

知的財産高等裁判所第3部 裁判長裁判官 東海林 保  
裁判官 今井 弘晃  
裁判官 水野 正則

#### 判決にまつわる検討

本件は、無効審判において、本件登録意匠が意匠法3条1項3号又は同条2項に該当するか否かが争われたもので、裁判での争点は、本件登録意匠と甲1意匠との類否（無効理由1）及び甲1意匠、甲6意匠ないし甲11意匠、甲15意匠、甲17意匠、甲18意匠、甲20意匠及び甲21意匠の形態に基づいて、当業者が容易に創作をすることができたか否か（無効理由2）で、また、甲20意匠の本体部開口端部の外周形状の認定についても争われたものである。知財高裁は本件審決の判断に誤りはないとして、原告の請求を棄却した。

知財高裁は、「全体の形状のうち、把手部が本体部の長手方向の両側面に設けられているか、把手部が本体部の短手方向の正面及び背面に設けられているかの相違（相違点1）については、需要者である個人消費者が収納容器を持ち運ぶ際の使いやすさや、置いた際の美観の観

点から、強く注意を惹く部分であって、視覚を通じて起こさせる美観に大きな影響を与えるものである。」「正面から見て、本件意匠では、本体部の上端は倒弓状に形成されて、中央部は略平坦状に現わされており、左端寄り及び右端寄りの曲率が次第に大きくなって、本体部の左右両端の上端付近との間が先尖り状に現わされているのと、本体部の上端は水平状に現されているとの相違、及び、右側面から見て、本体部の上端はなだらかな略山状に形成されているのと、本体部の上端は水平状に現されているとの相違（相違点3）は、物を収納して置いた際や、物を収納せず単体で、あるいは複数個重ね置いた際の美観等の観点からは、収納容器としての外形を特徴付ける部分の形態であり、強く需要者の注意を惹く部分であるということができる。この相違点が両意匠の美観に与える影響にも大きいものがあるということができる。」、さらに「把手部の態様について、本件意匠では、右側面視略U字状に現わされており、かつ、太めの荒縄状で、軸方向に注連縄状に現わされているのに対し、甲1意匠では、正面視略放物線状に現されており、かつ細い紐状で、軸方向に注連縄状に現されているとの相違（相違点4）は、収納容器を持ち運ぶ際の使いやすさや、置いた際の美観の観点から、本体部と把手部との視覚的なバランスにおいて、強く注意を惹く部分であって、この相違点が両意匠の美観に与える影響にも大きいものがあるということができる。」として、「少なくとも前記イ（相違点1、相違点3、相違点4）の相違が両意匠の類否判断に及ぼす影響には大きなものがあるということができる。」ため、「本件意匠と甲1意匠は、意匠に係る物品が共通するものの、その形態においては、需要者に与える美感の観点から、本件意匠と甲1意匠とは別異のものと印象付けるものであるから、本件意匠は、甲1意匠に類似するものではない。」と判断した。

知財高裁は、「意匠の創作は、個々の構成態様だけではなく、それらの結合に基づく全体としての美観を基準として判断すべきものであるところ、」「本件意匠の本体部の形状と結合した把手部として、本件意匠の把手部のように右側面視略U字状に現わされており、かつ、太めの荒縄状で、軸方向に注連縄状に現わされているものは、甲1意匠、甲各意匠及び甲76号証ないし78号証に示された意匠には見られないものである。」と述べ、把手の違いにも言及し、原告の主張に対して丁寧に判示している。部分部分の態様が公知であったとしても、「それらの結合に基づく全体としての美観を基準とすべきもの」であるから、意匠が創作容易であるか否かの判断には、意匠全体としての「美感」を考慮すべきものであると思量する。創作容易か否かの判断は判決にも述べられているとおり、「周知のモチーフを基準として、当業者の立場からみた意匠の着想の新しきないし独創性を問題とするものである」から、個々のモチーフがありふれていて周知か否かだけでは判断できない。「登録意匠が、周知のモチーフを基準として、ありふれた手法により変更可能なものあるいは軽微な改変又はそれらの単なる寄せ集めとはいえず、当業者の立場からみた意匠の着想の新しきないし独創性が認められる場合は、これを引用意匠等の形状、模様、色彩又はこれらの結合に基づいて当業者が容易に創作することができた意匠であるということとはできないというべきである。」との判断には納得感がある。各部分の形態に公知意匠があるからといって、必ずしも創作容易とはいえず、それらの要素を寄せ集めて全体として新しい意匠を創作することもできるという一つの事例であると思料する。